

注意点

マイナンバーカード

国保・年金

こども

ひとり親

妊娠

高齢

障害

表の見方		●：ないと手続きできない持ち物		○：なくても手続きできる場合がある持ち物		転出	
		窓セ：◎印がある手続きは窓口センターでも可能		郵送・Web：「郵送」「Web」でも手続き可能			
●本人確認書類		様々な手続きで本人確認書類が必要です。運転免許証、顔写真付きマイナンバーカード、在留カードなどをお持ちください。					
委任状		本人以外が手続きする場合は委任状が必要なことがあります。詳細は各担当窓口へお問い合わせください。					

未受取の
マイナンバーカード受取り

つくば市でマイナンバーカードを申請し、まだ受け取っていない方は、**転出届前**に受取りをお願いします。
転出届を出してしまうと、受取りができなくなり、転入先住所地で再申請となります。
なお、転出届時点でカードが出来上がっておらず、受取りができないこともありますのでご了承ください。

※日本人が国外転出をする場合、原則マイナンバーカードの国外継続利用手続きが必要です。

手続き	窓口		必要書類（本人確認書類以外）	対象者	備考	窓セ	郵送Web
マイナンバーカード 国外継続利用手続き	1F	市民 窓口課	●マイナンバーカード ●暗証番号（4桁数字のもの）	マイナンバーカードをお持ちの方 （暗証番号がわかれば同一世帯の方も手続き可）	国外転出予定日の前日までに 手続きをしてください。	◎	-
マイナンバーカード 署名用電子証明書再発行 利用者証明用電子証明書再発行			●マイナンバーカード ※本人以外は、以下の書類も必要 《同一世帯員による手続きの場合》 ●暗証番号（4桁数字、6～16桁英数字）を記入し封入封緘した書類 ●委任状 《同一世帯員以外の代理人による手続きの場合》 ●照会書兼回答書 ●委任状	マイナンバーカードをお持ちの方	同一世帯員以外の代理人による 手続きをご希望の場合は、事前 にお問い合わせください。	◎	-

国民健康保険証 喪失	1F ⑧	国民 健康 保険課	○加入者の資格確認書、資格情報のお知らせ、 国民健康保険証のいずれか ●パスポート（外国籍で在留資格特定活動の方） ○マイナンバーがわかるもの	つくば市の国民健康保険に 加入中の方		◎	-
国民健康保険 世帯主変更				国民健康保険加入者がいる世帯 から転出する世帯主の方	納税義務者が変わります。	◎	-

年金 資格喪失（海外への転出）	1F ⑥	医療 年金課	○年金手帳 ○マイナンバーがわかるもの	20歳以上で国民年金に加入して いる方	国内への転出は手続き不要で す。	◎	郵送
-----------------	---------	-----------	------------------------	------------------------	---------------------	---	----

児童手当 資格消滅届・別居監護申立	1F ③	こども 政策課		高校生年代までのお子様がいて、 児童手当を受給中の方のうち、受 給者またはお子様が転出する方		◎	郵送Web
医療福祉費支給制度（マル福） 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療 年金課	○マル福受給者証	高校生年代までのお子様で、マル 福を受給している方	交付状況証明書の発行は県内 に転出する方のみです。県外へ の転出の方は手続き不要です。 （つくば市のマル福は転出日以 降は使用できません。）	◎	郵送Web
養育医療給付金事業 養育医療券の手続き案内	2F ⑫	こども 未来セ ンター	●養育医療券	養育医療給付事業の対象である お子様とその扶養義務者の方 （対象のお子様が入院中の場合 に限る）			
小・中学校／義務教育学校 学区外就学	4F	学務課		小・中学校／義務教育学校に就 学中で、引き続きつくば市の学校 へ就学を希望するお子様	原則転出届と同日に手続きして ください。	-	-
保育所 退所手続き	1F ①	幼児 保育課		市内の認可保育園等を利用して いるお子様（同じ保育施設を継続 利用する場合も含む）		-	郵送

児童扶養手当 変更届／資格喪失届	1F ③	こども 政策課		高校生年代までのお子様がいて、 児童扶養手当を受給している方		-	-
ひとり親家庭等児童福祉金 支給要件消滅届				中学生以下のお子様がいて、ひと り親家庭等児童福祉金を受給し ている方		-	-
医療福祉費支給制度（マル福） 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療 年金課	○マル福受給者証	高校生年代までのお子様がいる ひとり親世帯で、マル福を受給し ている方	交付状況証明書の発行は県内 に転出する方のみです。県外へ の転出の方は手続き不要です。 （つくば市のマル福は転出日以 降は使用できません。）	◎	郵送Web

医療福祉費支給制度（マル福） 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療 年金課	○マル福受給者証	妊娠中の方で、マル福を受給して いる方	交付状況証明書の発行は県内 に転出する方のみです。県外へ の転出の方は手続き不要です。 （つくば市のマル福は転出日以 降は使用できません。）	◎	郵送Web
---------------------------------------	---------	-----------	----------	------------------------	--	---	-------

後期高齢者医療被保険者証又は 資格確認書 返却	1F ⑤	医療 年金課	●後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書	75歳以上の方 または65歳から74歳で後期高 齢者医療被保険者証又は資格確 認書をお持ちの方		-	-
介護保険被保険者証 返却	1F ⑫	介護 保険課	●介護保険被保険者証 ○マイナンバーがわかるもの 要介護・要支援認定を受けている方は以下も 必要。 ●介護保険負担割合証 ●介護保険負担限度額認定証（お持ちの方）	65歳以上の方 または40歳以上で介護保険証を お持ちの方		-	-

各種手当 住所変更	2F ⑩	障害 福祉課		以下の各手当を受給中の方（支 給停止者含む）で海外転出の方 ・特別児童扶養手当 ・つくば市在宅障害児福祉手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・経過的福祉手当	国内への転出の方はつくば市で の手続きは不要です。	-	-
各種福祉サービス受給者証 返却			●各種福祉サービス受給者証 ○マイナンバーがわかるもの	以下の受給者証をお持ちの方 ・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所支援受給者証	転出前にサービスを利用してい た場合は、転入後すぐ新住所地 で申請してください。	-	-
医療福祉費支給制度（マル福） 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療 年金課	○マル福受給者証	各種手帳をお持ちの方等で、マル 福を受給している方	交付状況証明書の発行は県内に 転出する方のみです。県外への 転出の方は手続き不要です。（つくば市のマル福は転出日以降は使用できま せん。）	◎	郵送Web

原付	125cc以下のバイク等 廃車登録	2F ㊟	市民税 課	○標識交付証明書 ●ナンバープレート	原動機付自転車（125cc以下の バイク）・小型特殊自動車をお持ち の方で、定置場が変わる方		◎	郵送
水道 下水道	上下水道 使用中止届	1F ㊟	水道 お客様 センター	-	上下水道の使用をやめる方	電話でも手続きできます。	-	郵送 web
市営 住宅	市営住宅 世帯員変更	3F	住宅 政策課	-	親族の住む市営住宅から転出さ れる方	転出手続き前に手続きしてくださ い。正式な手続きを経ないと、最 高家賃となる場合があります。	-	郵送
他	海外へ転出する固定資産をお持ちの方：納税管理人の申告や送付先の設定が必要な場合があります。（担当窓口：資産税課）							

※つくば市で発行された印鑑登録証、国民健康保険証、マル福受給者証、健診受診票、予防接種予診票などは、転出（予定）日をもって原則使えなくなりますので、使用しないようご注意ください。

転出届は
オンライン・
郵送で！



▲マイナポータル

【オンライン】

マイナポータルを利用してオンラインで転出届ができます。
新住所地へはマイナンバーカードを持参して転入届ができます。
——利用できる方——
・有効なマイナンバーカードを所持
・マイナンバーカードの署名用電子証明書が有効
・署名用電子証明書の暗証番号がわかる
・マイナンバーカード読取対応のパソコン・スマートフォンを所有
・引越した日から10日以内または引越し予定日まで30日以内

【郵送】

以下のものを表面右上住所に郵送してください。
転出証明書を返送します。
——必要なもの——
・転出届（つくば市HPに様式があります。同内容を任意様式に
記載するか、新住所地の様式を利用することも可です。）
・本人確認書類の写し
・返信用封筒（表に旧住所または新住所記載、110円切手貼付）

転入地での
お手続き

①引越し
②①から14日以内に転入地の市区町村役場で転入届
——持ち物——
○本人確認書類
○転出証明書または特例転出処理をしたマイナンバーカード
○委任状（代理人の方。新住所で同一世帯の方は不要）
【以下はお持ちの方】
（書換え等するため引越す方全員分必要）
○在留カード ○特別永住者証明書
○マイナンバーカード ○住民基本台帳カード

転出証明書・特例転出のマイナンバーカードを紛失した。

転出証明書の再発行手続きをしてください。窓口・郵送で手続き可能
です。

引越し先・引越し日など予定の内容で転出届をしたが、
その後予定が変更になった。

原則手続きは不要ですが、転入地の市区町村役場にお問い合わせく
ださい。なお、予定ではなく確定の内容で転出した（転出日が転出届
出日より前）場合は原則変更できません。

転出届をしたが、引越しが取りやめになった。

転出取消届をしてください。窓口でのみ手続きできます。転出証明書
と本人確認書類が必要です。

引越してから14日以上経ってしまった。

転出証明書は有効ですので、速やかに転入届をしてください。
マイナンバーカードで特例転出をした場合は、14日を過ぎると転入で
きないことがあります。転出証明書の再発行手続きをしてください。

転出

市役所内関連手続き

以下に必要な手続きや当てはまる項目がある場合は、
転出届の他に各窓口で手続きが必要です。

▼窓口混雑状況



つくば市役所 市民窓口課
R7.4発行

〒305-8555
つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL(代表)029-883-1111

①すぐ手続きできま
す。

②処理完了後呼びします。
（呼出時不在の場合番号を掲
示）

③②の後お手続きください。

[] → [15] → []

市民窓口課
手続き

○未受取マイナンバーカードの受取り

○マイナンバーカードの国外継続利用手続き（日本人が国外転出する場合）
※印鑑登録をしている方は、転出（予定）日で廃止となります。お手元の印鑑登録証は裁断・破棄してください。

他課
手続き

○国民健康保険関係手続き（喪失届、世帯主変更）⑧

○国民年金関係手続き（資格喪失または任意加入（海外転出のみ））⑥

○こども関係手続き（児童手当③、マル福④、小中学校[4F]、保育園①）

○ひとり親世帯関係手続き（児童扶養手当③、ひとり親家庭等児童福祉金③、マル福④）

○妊娠関係手続き（マル福④）

○高齢者関係手続き（後期高齢者医療保険⑤、介護保険②⑤）

○障害関係手続き（手当の住所変更④⑩、マル福④等）

○原付手続き㊟ ○水道手続き㊟ ○市営住宅手続き[3F]

※③の手続きは
転出手続き完了前に
できます。

※市役所以外で必要なお手続きについては記載しておりません。恐れ入りますがそれぞれご確認をお願いいたします。



つくば市イメージキャラクター フックン船長

詳細は中面・裏面参照